

問い合わせ先

年金証書記号番号 適用年

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

A 令和7年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和7年分から「変更なし」で申告します。
→提出年月日、⑧受給者欄の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。

※変更なし欄に***が印字されている方は、前年が未提出または非課税の方です。令和8年分の申告書
を提出する場合は、2の変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。

2 令和7年分から「変更あり」で申告します。

→令和7年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。
のうえ、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。

B 受給者

氏名 フリガナ
電話番号 () -
生年月日 大 昭 年 月 日 性別
配偶者の有無
1 本人障害
2 本人所得
3 配偶者の有無

C 控除対象となる配偶者

氏名 フリガナ
続柄 (夫) (妻)
生年月日 大 昭 平 年 月 日
マイナンバー (個人番号)
4 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一生計配偶者
5 配偶者の区分
6 同居、別居、非居住者
7 配偶者老人区分
8 配偶者障害

D 扶養親族等

9 源泉控除対象親族 (16歳以上)
または扶養親族 (16歳未満)
続柄
生年月日
10 種別
11 同居等の区分
12 年間所得の見積額
13 障害

E 摘要欄

14
摘要

【注意事項】

○控除対象となる扶養親族等の年間所得の見積額
配偶者：年間所得の見積額（退職所得を含む）が95万円以下
扶養親族：16歳以上で年間所得の見積額（退職所得を含む）が58万円以下
特定（扶養）親族：19歳以上23歳未満で年間所得の見積額（退職所得を含む）が85万円以下
※年間所得の見積額（退職所得を含む）が基準額以下の場合は、所得税・地方税の控除対象となります。年間所得の見積額（退職所得を含む）が基準額を超える場合でも、退職所得を除いた年間所得の見積額が基準額以下の場合は、地方税の控除対象となります。
○年間所得の見積額
年間所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです（控除額等は所得の種類ごとに計算方法が異なります）。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合算する必要があるため、手引きの「年間所得の見積額の計算方法」を参照してください。
○用紙は切り取らず、ご提出ください。

麹町税務署長 支払者 全国市町村職員共済組合連合会
該当市区町村長 所在地 東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス
法人番号 4010005002573

<裏面>

寡婦・ひとり親の申告（表面③で「配偶者がいない」を選択した方のみ記載ください）

次の設問について、フロー左上「あなたの令和8年における年間所得の見積額～」の設問からスタートし、各設問に「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み、矢印を進んでください。
回答の結果、①または③の寡婦・ひとり親（※1）のいずれかに該当した場合は、該当箇所には☑をつけ、必要事項を記入のうえ、表面に戻って記入を続けてください。

スタート

あなたの令和8年における年間所得の見積額（※2）は500万円以下ですか？

はい

いいえ

令和8年における退職所得を除いた年間所得の見積額は500万円以下（※3）ですか？
（退職所得がある場合は、退職所得を除いた年間所得の見積額を右欄に記入してください。）

退職所得を除いた年間所得の見積額
万円

いいえ

表面にもどる

はい

生計を一にする子（※4）がいますか？

はい

いいえ

あなたの性別はどちらですか？

男

女

表面にもどる

配偶者がいない理由は次のどれですか？
死別・生死不明・離婚・婚姻歴なし

死別

生死不明

離婚

婚姻歴なし

表面にもどる

子以外の扶養親族がいますか？

はい

いいえ

表面にもどる

①

ひとり親

②

寡婦

表面にもどる

③

寡婦

※①または③のいずれかに☑がある方は以下の欄も記入してください。

子または扶養親族の氏名	続柄	子または扶養親族の令和8年における年間所得の見積額 （該当する方を○で囲んでください）	子または扶養親族の令和8年における退職所得を除いた年間所得の見積額 （退職所得がある場合のみ、該当する方を○で囲んでください）
		58万円以下 58万円超	58万円以下 58万円超
		58万円以下 58万円超	58万円以下 58万円超
		58万円以下 58万円超	58万円以下 58万円超

表面にもどる

※年間所得の見積額（退職所得を含む）が58万円以下の場合は、寡婦・ひとり親に該当し、所得税・地方税の控除対象となります。
※年間所得の見積額（退職所得を含む）が基準額を超える場合でも、退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下の場合は、地方税の控除対象となります。

※1 再婚している場合（事実上婚姻関係と同様である場合を含みます。）は、該当しません。

※2 年間所得の見積額

令和8年中の純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計をいいます。

※3 本人所得の見積額が500万円を超える場合は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除いた見積額が500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※4 生計を一にする子

総所得金額等が58万円以下で、他の人の源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族になっていない子をいいます。